

第 6章 :目標達成に向けた計画の推進

1.計画の進行管理の必要性

2.計画の進行管理による点検

3.計画の進行管理の体制

1.計画の進行管理の必要性

この計画で定めた温室効果ガスの削減目標を達成するためには、市民・事業者・行政が目標を共有化し、それぞれの役割に応じながら温室効果ガスの削減につながる具体的な行動や各種施策を計画的に推進していくことが重要です。

そのためには、温室効果ガスの排出状況や各種施策の進捗状況を定期的に点検し、その結果を踏まえながら必要な見直しを行い、目標達成に向けた継続的改善を図るというPDCAサイクルによる環境マネジメントシステムの進捗管理の考え方を導入します。

2.進行管理による点検

計画の目標達成に向け、平成14年度（2002年度）から平成22年度（2010年度）までを三つの期間に区分し、それぞれの期間ごとに対策の進捗状況や温室効果ガスの排出状況を点検・評価し、その結果を踏まえ対策に必要な見直しを行います。また、地球温暖化防止をめぐる国内外の動向や社会経済情勢の変化、技術開発の動向などを踏まえ、必要に応じて柔軟に計画の見直しを行います。

計画期間の区分
(1) 第1期間 :平成14年度 (2002年度) から平成16年度 (2004年度)
(2) 第2期間 :平成17年度 (2005年度) から平成19年度 (2007年度)
(3) 第3期間 :平成20年度 (2008年度) から平成22年度 (2010年度)

点検の項目	期間
(1) 最新のデータに基づく温室効果ガス排出量とその将来推計	3か年毎
(2) 計画策定時に想定した対策の普及状況	〃
(3) 計画策定時に前提とした社会経済活動量	〃
(4) 地球温暖化対策による施策の実施状況	毎年度
(5) 重点対策の取組状況	〃

3.計画の進行管理の体制

温室効果ガスの削減目標を着実に達成するため、市民・事業者・行政の協働のもと、各主体との情報交換や具体的な施策を推進するための推進組織を設置し、本市域全体の総合的な地球温暖化対策の推進を図っていきます。また、推進組織の活動については、国際的な自治体間の環境協力を目指したネットワーク組織である国際環境自治体協議会（ICLEI：イレイ）などと連携し、国内外の自治体との情報交換や経験交流を積極的に行うなど、グローバルな都市間の地球温暖化防止に向けた国際環境協力を推進します。

市民・事業者・行政のパートナーシップによる組織

地球温暖化対策の推進に関わる各主体の代表者により構成される推進組織を設置します。

<<推進組織の構成メンバー>>

市民
事業者
地域団体（町内会、商店街組合など）
環境NPO
大学など研究開発機関など
地球温暖化防止活動推進センター
行政機関（国・県・市）

市民・事業者・行政のパートナーシップによる組織の役割

推進組織は、計画の進行管理を行いながら、市民・事業者・行政の各主体との連携や取組を促すため、推進組織は地球温暖化対策の取組状況の把握や情報交換・普及啓発、取組効果の高い対策の実施などの役割を担うこととします。

<<主な役割>>

地球温暖化対策の取組状況の把握

地球温暖化対策の取組状況などを把握し、さらなる取組につなげていきます。

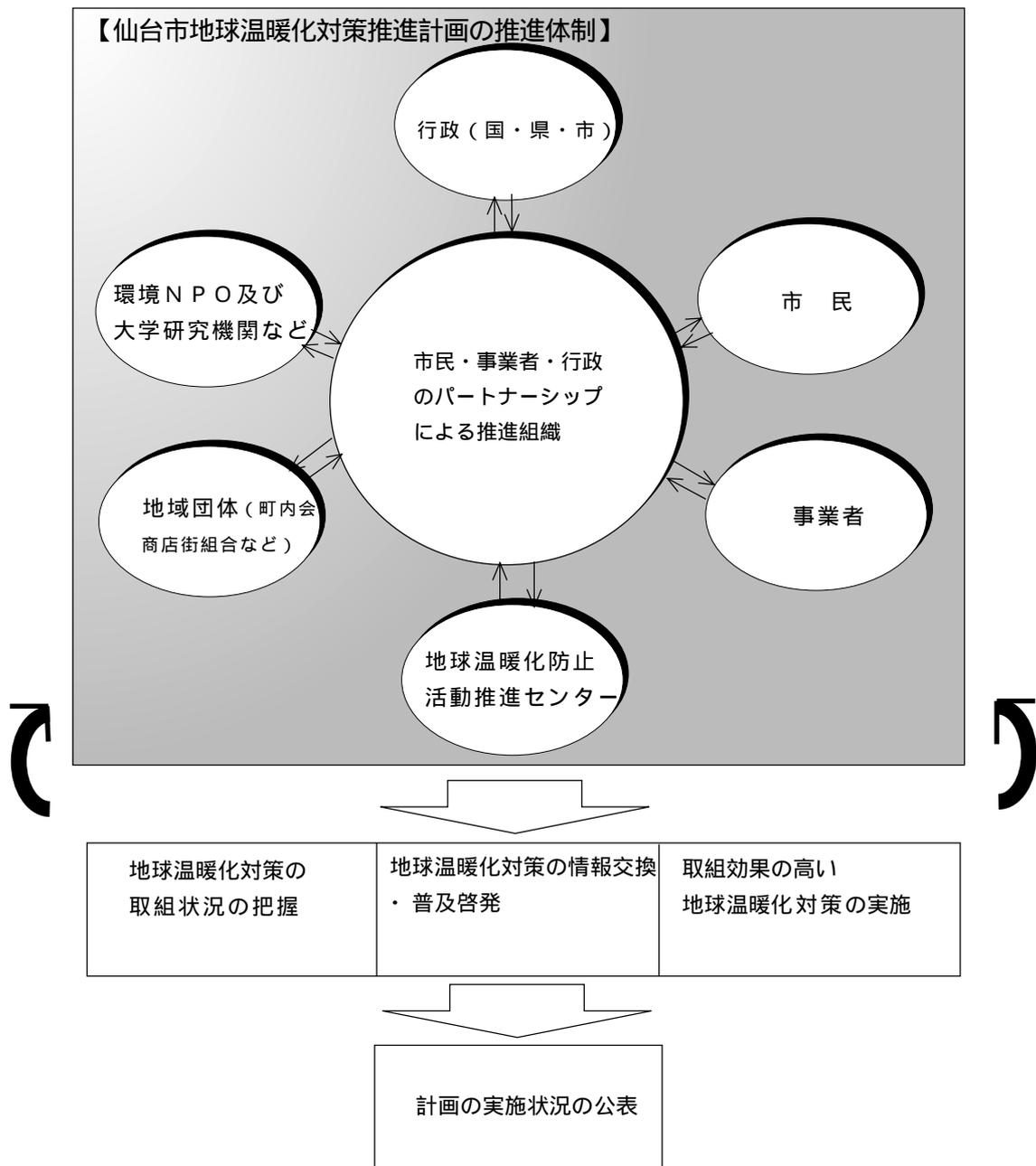
地球温暖化対策の情報交換・普及啓発

地球温暖化対策を総合的に推進するための情報交換や普及啓発を行います。

取組効果の高い地球温暖化対策の実施

省エネルギーの推進や新エネルギーの導入、自動車交通対策など取組効果の高い地球温暖化対策の実施を行います。

<<目標達成に向けた計画推進のイメージ>>



<<計画の進行管理のイメージ>>

